

道路掘さく及び路面復旧工事共通仕様書

昭和39年5月20日近建例第9号企
昭和43年5月20日近建例第16号道管
昭和52年9月20日建近達第18号道管
昭和61年12月1日建近達第9号

第一章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、道路占用許可等により、地下埋設の施設を新設、移設、増設、修繕又は廃止することに伴い路面を掘削する工事（埋戻復旧を含む。）及び路面復旧工事を行う場合に施行上遵守しなければならない事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路占用許可等

道路法第22条（工事原因者に対する工事施行命令）の規定による命令、同法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）の規定による承認、同法第32条（道路の占用の許可）の規定による許可、同法第35条（国等の行う道路の占用の特例）の規定による協議に対する回答、同法第40条（原状回復）の規定による指示及び同法第71条（監督処分）の規定による命令、並びに道路法第91条（道路予定地）第1項の許可及び同条第2項の規定により準用される許可

(2) 許可条件等

道路占用許可等の条件及び指示・命令内容

(3) 掘削工事

前号占用許可等による道路の掘削工事

(4) 路面復旧工事

前号の工事による掘削跡を復旧する工事又は路面新設工事

(5) 占用者等

道路管理者の道路占用許可等を受けた者

(6) 出張所長

許可条件等に記載されている出張所長等

(かし担保)

第3条 路面復旧工事完了後2箇年間に占用者等の施工した路面復旧工事のかしが原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占用者の負担においてただちに補修しなければならない。なお、推進工法による場合の期間は5年間とする。

2 前項の規定は路面復旧工事にかしがあった場合にのみ適用するもので、占用物件等の工事にかしがあり、これが原因で道路が損傷した場合は、占用者は、占用物件の存続期間中道路管理者の指示に従って道路を修補する責任を負うものとする。

(第三者に与えた損害)

第4条 占用者の工事のかしにより、他の占用者又は第三者に損害を与えたときは占用者の責任においてすべて解決するものとする。

(工事の施工)

第5条 占用者等は、工事の施工方法の細部については、出張所長の指示に従わなければならない。

(安全施設)

第6条 占用者等は、別表－2の安全施設を設置しなければならない。

(写真撮影)

第7条 占用者等は、出張所長の指示により掘削工事着手前における現場の状況及び完工後外部から明視できない箇所並びに工事の重要な段階等を撮影し、出張所長に提出しなければならない。

(事故対策)

第8条 占用者等は、工事施行中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、ただちに出張所長、所轄警察署及び関係機関に連絡すること。

(警察署等との連絡)

第9条 占用者等は、所轄警察署及び工事に影響のある占用物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この仕様書について疑義が生じた場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

第二章 掘削

(掘削)

第11条 掘削は次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 舗装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて原則として直線にかつ、路面に垂直に行うこと。
- (2) 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、これを他の場所に搬出すること。

- (3) わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合には、当該箇所に土砂の流失又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) わき水又はたまり水の排水にあたっては、路面その他の道路の部分に排出しないように措置すること。ただし、道路の排水に支障を及ぼすことのないように措置して、道路の排水施設に排水するときは、この限りでない。
- (5) 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とすること。ただし、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行うときは、この限りでない。
- (6) 道路を横断して掘削する場合には、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分掘削すること。
- (7) 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合には、人の出入りを妨げない措置を講ずること。
- (8) 交通頻繁な箇所の掘削は、特に第6条の規定を守り施工すること。

第三章 埋戻し (埋戻しの時期)

第12条 掘削跡の埋戻しは、即日行わなければならない。ただし、工事の都合上これが不可能な場合は、出張所長の承認を得て、交通並びに道路の保全上必要な措置を行い、第6条の規定による安全施設を完備した場合はこの限りでない。

(埋戻しの工種)

第13条 占有者等は、埋戻しをそれぞれの道路の種類によって別表-1により施工しなければならない。

(埋戻しの方法)

- 第14条 埋戻しの施工にあたっては、次の各号に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 各層（層の厚さは、原則として30cm（路床部にあつては20cm）以下とする。）ごとにランマーその他の締め固め機械又は器具で確実に締め固めを行うこと。
 - (2) くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。
 - (3) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面を清浄に仕上げること。

第15条 埋戻しについて第13条の工種並びに前条の工法以外に出張所長が特別の指示をした場合には、指示どおり確実に工事を施工しなければならない。

第四章 仮復旧

(仮復旧)

第16条 仮復旧は、原則としてこれを行うものとする。ただし、歩道については埋戻し完了後速やかに本復旧し得るときに限り仮復旧を省略できるものとする。

(仮復旧の時期)

第17条 仮復旧は、占有者において施工し、埋戻し完了後即日着工しなければならない。

(仮復旧の工種)

第18条 占有者は、仮復旧を別表－1により施工しなければならない。

(仮復旧路面の維持)

第19条 占有者は、路面復旧工事施工まで、常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下その他不良箇所が生じたときは、ただちに修復しなければならない。ただし、路面復旧工事を道路管理者が行う場合は、検査合格日以後についてはこの限りでない。

2 占有者は、出張所長から仮復旧箇所の路盤沈下その他の不良箇所について連絡があったときは、ただちに応急措置を行って、これを修復しなければならない。ただし、路面復旧工事を道路管理者が行う場合は、第1項ただし書に準ずるものとする。

第五章 路面復旧

第1節 総則

(路面復旧の方法)

第20条 路面復旧工事は、在来舗装と同等機能以上で工事前の路面の強度に劣らない路面に復旧するものとし、本章に定めるところにより施工するものとする。

(路面復旧面積の決定)

第21条 路面復旧箇所及び面積は、道路管理者が命じた職員が占有者と立会いのうえ、本仕様書第43条及び第44条の定めるところにより、道路管理者又は道路管理者が命じた職員が決定するものとする。なお、その時期は、本仕様書第24条第2項に定める検査を受ける際にあわせて行うものとする。

(施工業者に関する承認)

第22条 占有者は本章の工事を請負工事として施工する場合は、請負業者について道路管理者に協議しなければならない。

(路面復旧の工法)

第23条 占有者は、路面復旧を別表－1により施工しなければならない。

(路面復旧の時間)

第24条 仮復旧を行わない路面復旧工事は、埋戻し完了後ただちに着工し、速やかに施工しなければならない。

2 仮復旧を行った場合の路面復旧は、仮復旧完了後おおむね1箇月間一般交通に開放した後、出張所長に届け出て路面復旧に着工すること。この間、路面の沈下等を起こしたときは、路盤を検査し、路盤の入替を命ずることがある。

3 仮復旧を行わない路面復旧工事の区間が著しく長い場合は、区間を区切り施工し、着工区間外についても第6条の規定により安全施設を行うものとする。

(工事中の指示)

第25条 路面復旧工事施工中は、特に出張所との連絡を密にし、出張所長が現場において施工中随時必要と認める検査をするときは、これを占有者は拒むことはできない。また、検査に必要な材料、器具及び労力は遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替混合物の不良、仕上げ厚の不足等による打替え、その他の処置については遅滞なく出張所長の指示に従わなければならない。

(検査)

第26条 占有許可条件で定められた完工届が提出されたときは、路面復旧について道路管理者又は道路管理者が命じた職員が検査を行うものとし、この仕様書に定められた内容に合致しない場合は、手直し又は打替えを命じることがある。

第2節 路盤工

(砕石および切込砕石等)

第27条 砕石及び切込砕石路盤の復旧については、次の条号によって施工しなければならない。

(1) 使用する材料は、第4節「路面復旧工事標準及び材料規格」によること。

(2) 路盤材料の敷均しにあたっては、材料の分離をさけ、締固め後の一層の仕上り厚が上層路盤(AS安定)は10cm、下層路盤(砕石路盤)では15cmを超えないよう均一に敷均さなければならない。

(3) 転圧は、マカダムローラー、タイヤローラー又は振動ローラー等適当な機械を使用し、所定の支持力又は密度が得られるよう仕上げること。

(アスファルト安定処理)

第28条 加熱混合式アスファルト安定処理層の復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

(1) 混合は、中央プラント方式とする。

(2) 使用する材料及び合材の配合については、「第4節 路面復旧工事標準及び材料規格」によること。

(3) (1)、(2)項のほか、第30条(3)～(9)項によること。

(4) 転圧は、マカダムローラー、タイヤローラー又は振動ローラー等を用いて所要の形状及び密度にするようにし、かつ均一に転圧すること。所要密度は基準密度の95%

以上を目標とする。

- (5) 砕石路盤工にはプライムコートとして、アスファルト乳剤（PK-3、あるいはPA-3）を1.21/立方メートルの割合で散布すること。

(セメント安定処理)

第29条 安定処理層の復旧については、原則としてアスファルト安定処理とし、特にセメント安定処理で復旧する必要がある場合には、その内容について出張所長の承認を得ること。

第3節 基層及び表層

(アスファルト舗装の施工法)

第30条 加熱混合式アスファルト舗装の復旧工事は、次の各号により施工しなければならない。

- (1) 加熱混合物、配合設計の際は特に材料の選定、骨材の粒度及びアスファルト量決定を慎重に行い、出張所長の承諾を得ること。ただし、小規模な復旧工事で、出張所長の承諾を得た場合には省略することができる。
- (2) 使用する材料は、第4節「路面復旧工事標準及材料規格」によるものとする。
- (3) アスファルトの加熱温度及びミキサー排出時の混合物の基準温度については、出張所長の承諾を得なければならない。また、温度の変動は承諾された温度に対しアスファルトの加熱温度は±15℃の範囲内とし、ミキサー排出時の混合物温度は±25℃の範囲内で、185℃を超えてはならない。
- (4) 混合が終れば迅速に現場に運搬し、その敷均した時の混合物の温度は110℃以上とする。
- (5) 混合物の舗設は、雨、雪又は撒水などの後で路盤又は基層の表面がぬれているとき及び気温が5℃以下のときは、舗設してはならない。
ただし、やむを得ない場合で出張所長の承認を得たときは、5℃以下でも舗設できるものとする。
なお、舗設に先立ち路盤または基層を点検し、ゴミ、浮き石及びその他不純物がないうよう十分清掃しておくこと。
- (6) アスファルト層と接触する縁石、境界石、その他露出設置物及び切断面はブラシで清掃し、加熱溶融したアスファルト又はアスファルト乳剤（PK-4あるいはPA-4）を薄く塗布しておくこと。また、アスファルト各層間にもタックコートとして同材料0.41/立方メートルの割合で散布すること。
- (7) 敷均しは原則としてフィニシャーによるものとし、機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。また、フィニシャーは仕上げ面が平たんで締固め後に所定の断面、こう配となるように速度、その他を調節しなければならない。なお、人力敷均しの場合には、混合物を分離させないように置き、敷きならすこと。
- (8) 混合物は、敷ならし後速やかにローラーによって所定の締固め度が得られるように十分締固めなければならない。ローラーによる締固めが不可能な箇所はタンパー等で十分締固めて仕上げること。

- (9) 舗設工具は適当に加熱（100℃以下に下ったとき工具を取り替えるものとする。）して使用すること。ただし、加熱のためアスファルト混合物を損傷しないよう注意すること。
- (10) 転圧は、マカダムローラー、タイヤローラー又は振動ローラー等現地に適応した機種を用い、一様かつ十分に輪跡が消えるまで行うこと。所要密度は基準密度の95%以上を目標とする。転圧仕上げ面は、平滑にして波型をなくし、縁石、その他周囲の路面より5mm程度高くすること。
- (11) 一層の仕上り厚さは、7cm以下とすること。

(コンクリート舗装の施工法)

第31条 車道のセメントコンクリート舗装及びホワイトベースに使用するセメントコンクリートは、次の各号によって施工しなければならない。

- (1) コンクリートの配合は、所要の強度ワオーカビリティ及びフィニッシュビリティを持つように定め、すべて重量配合とすること。
- (2) コンクリートの突固めは、すべて振動機を利用して十分突き固めること。
- (3) コンクリートは、運搬の途中材料の分離をきたさない方法で運搬し、もし分離をきたしたと思われるときは、練り直すこと。
また、混合後打ち終るまでの時間は1時間を超えないこと。
- (4) 表面仕上げは、横断定規及び直線定規を使用して平滑に仕上げるものとし、仕上げ面の水先が消えるのをまってベルト類で仕上げ、最後に箒仕上げを行うこと。ただし、ホワイトベースについては、箒仕上げは不要なものとする。
- (5) 型枠は堅固なものとし、打込みのとき狂いをおこさないよう注意すること。
- (6) コンクリートは、仕上げ後日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重及び衝撃等の有害な影響を受けないよう保護すること。表面仕上げ後24時間、ぬれ帆布、その他適当な材料で覆い、コンクリートの表面を湿潤に保つよう初期養生を行うこと。
- (7) 型枠は、コンクリート打設後、原則として60時間以内に取り外してはならない。
また、交通開放時期については、出張所長の承諾を得ること。

(常温混合式密粒度アスファルトコンクリート舗装の施工法)

第32条 常温混合式密粒度アスファルトコンクリート舗装復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 混合は、機械練りとすること。ただし、復旧に使用する量が少なく出張所長の承認を得た場合は、市販されている常温合材でもよいものとする。
- (2) 一層の転圧厚さを5cm以内とすること。
- (3) (1)、(2)項のほかは第30条に準拠すること。

(砂利道の施工法)

第33条 砂利道の復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 使用する主骨材は、3cm以下の碎石を使用すること。
- (2) 目潰しには、山砂等を使用すること。

- (3) 復旧路面の仕上げは、在来路面となじみよく仕上げ、撒布骨材が路面に散乱しないよう充分転圧を行うこと。
- (4) 特に砂利道復旧については、復旧後の沈下及び不良箇所が生じた場合、道路管理者の指示に従い手直しを完全に施工すること。

(歩道舗装の施工法)

第34条 歩道舗装の復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

(1) コンクリートブロック舗装の場合

- イ 復旧にあたって、在来コンクリートブロックで破損していないもの（完全に原形を保ちクラックの生じていないもの。）は、出張所長の承認をえて、付着したモルタルをていねいに取り除き使用すること。その他はすべてJIS規格の製品を使用すること。
- ロ 舗装にあたり、路盤を完全に不ぞろい整正し、バイブレーションローラー等をもって充分転圧し、基礎セメントコンクリートを打設し、コンクリートブロックの張り立てにあたっては一ようにセメントモルタルを敷きならし、コンクリートブロックの底面とセメントモルタルの間に間げきを生じないように、ていねいに張り立てること。
- ハ コンクリートブロックの目地の間げきは、5mmを標準とする。目地には、モルタルAを極く軟練りにして目地内に流し込むこと。
- ニ 歩道巾員及び歩道曲線部でコンクリートブロックに端数を生じた場合は、コンクリートブロックの厚さに相当する基礎セメントコンクリートを追加舗設し、表層はセメントモルタルをもってなじみよく施工し、コンクリートブロック目地と合わせて目地切りを行う。

(2) 現場打コンクリートの歩道の場合

- イ 復旧にあたっては、この目地の線までていねいにカッターを使用して取り去り、目地単位として復旧すること。
- ロ 路盤については、所定の路盤工を施し、バイブレーションローラー等をもって充分転圧し、基礎セメントコンクリートは第31条各号により舗設し、テンプレート又はタンパーの類で充分転圧すること。
- ハ 基礎セメントコンクリートの舗設終了後ただちに表層セメントモルタルを施工し、在来舗装となじみよく仕上げ目地切を行うこと。目地巾は5mm、深さは4mmを標準とする。
- ニ 現場打セメントコンクリートは、標準として10立方メートル間隔に目地材を使用した目地を設けておくこと。

第4節 路面復旧工事標準及び材料規格

(アスファルト舗装用材料等)

第35条 アスファルト舗装用材料等は次の各号によるものとする。

(1) 瀝青材

- ① 使用する瀝青材はJIS K 2207石油アスファルトのストレートアスファルト

であって、下記の規格に適合するものとする。

舗装用石油アスファルトの規格

種類		針入度 (25°) 1/10mm	軟化点 ℃	伸度 (15℃) cm	蒸発後 の針入 度比 %	薄膜加 熱重量 変化 %	薄膜加 熱後の 針入度 %	三塩化 エタン 可溶分 %	引火点 ℃	比重 (25/ 25℃)
ストレート アスファルト	40	40を越え	47.0	10 以上	110 以下	0.6 以下	58 以上	99.0 以上	260 以上	1,000 以上
	60	60以下	55.0							
	60	60を越え	44.0	100 以上			55 以上			
	80	80以下	52.0							
	80	80を越え	42.0				50 以上			
	100	100以下	50.0							

(2) 粗骨材

粗骨材の原石は、硬質の玄武岩、安山岩、石英粗面岩、砂岩、石灰岩、若しくはこれに準ずる岩石又は砕石の最大粒径の3倍以上の玉石とする。砕石は、その用途に応じて均等質、清浄、強硬、耐久的であり、細長あるいは薄っぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などの有害量を含まず、かつ次表の規格に適合するものであること。

碎石の粒度

呼び名	ふるいの 呼び名	粒度 範囲 mm	ふるいを通るものの重量百分率%												
			100	80	60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2	
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80~ 60	100	85~ 100	0~ 15										
	S-60 (2号)	60~ 40		100	85~ 100	—	0~ 15								
	S-40 (3号)	40~ 30				100	85~ 100	0~ 15							
	S-30 (4号)	30~ 20					100	85~ 100	—	0~ 15					
	S-20 (5号)	20~ 13							100	85~ 100	0~ 15				
	S-13 (6号)	13~ 5								100	85~ 100	0~ 15			
	S-5 (7号)	5~ 2.5									100	85~ 100	0~ 25	0~5	
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~ 0				100	95~ 100	—	—	50~ 80	—	15~ 40	5~ 25		
	C-30	30~ 0					100	95~ 100	—	55~ 85	—	15~ 45	5~ 30		
	C-20	20~ 0							100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35		

[注] これらのふるいは、J I S Z 8801 (標準ふるい) に規定する標準網ふるい 101.6mm、76.2mm、63.5mm、50.8mm、38.1mm、31.7mm、25.4mm、19.1mm、12.7mm、4760 μ 、2380 μ 及び1190 μ に対応するものである。

碎石の材質

用途	表層・基層	上層路盤	
		マカダム工法 浸透式工法	粒度調整工法 瀝青安定処理工法 セメント処理工法
表乾比重	2.45以上	—	—
吸水量%	3.0以下	—	—
スリヘリ減量%	30.0以下	40以下	50以下

(注) 試験方法はJ I S A 5 0 0 1の規定による。なお、表層、基層用碎石の材質試験は粒度範囲13~5cmで行う。

(3) 細骨材

細骨材は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、ごみ泥木くず等の有害量を含んでいないこと。

なお、粒度は、大小粒が適当に混合しているものであること。

(4) 石粉

石粉は、石灰岩粉末又は火成岩類を粉砕したもので、水分1%以下で微粒子の団粒になったものであること。

石粉の粒度範囲の標準は次のとおりとする。

フルイ目mm	フルイ通過重量の百分率%
0.6	100
0.15	90~100
0.074	70~100

(5) 合材の標準配合

骨材の粒度（フルイ通過百分率%）及びアスファルト量等合材の配合は、下表を標準とする。原則として、占有者において配合の合材についてマーシャル試験を行い、安定度、フロー値、空隙率、密度等の測定結果を提出しなければならない。

加熱混合式アスファルトコンクリート標準配合表

種類	粗粒度アスコン	密粒度アスコン		細粒度アスコン
用途	基層	表層		表層
仕上り厚cm	4~6	5~6	4~5	3~5
最大粒度mm	20	20	13	13
通過重量百分率%	25	100	100	
	20	95~100	95~100	100
	13	70~90	75~90	95~100
	5	35~55	45~65	55~70
	2.5	20~35	35~50	35~50
	0.6	11~23	18~30	18~30
	0.3	5~16	10~21	10~21
	0.15	4~12	6~16	6~16
0.074	2~7	4~8	4~8	
標準アスファルト量(%)	4.8	5.7	5.7	7.0
アスファルト針入度	60~80	60~80	60~80	60~80

マーシャル試験に対する基準値

混合物種類	粗粒度アスコン	密粒度アスコン	細粒度アスコン
用途	基層	表層	表層
突固めの回数	75	75	50
安定度 Kg	500以上	750以上	500以上
フロー値 1/100 cm	20~40	20~40	20~40以上
空げき率%	3~7	3~6	3~6
飽和度%	65~85	75~85	75~85

(加熱混合式アスファルト安定処理)

第36条 加熱混合式アスファルト安定処理用材料は、次の各号によるものとする。

(1) 瀝青材

使用する瀝青材は、JISK2207石油アスファルトの規格に合格するもので、一般に表層と同一の針入度のアスファルトとする。

(2) 骨材

安定処理に使用する骨材は、著しく吸水性の大きい骨材、過量の軟石、シルト、粘土などを含まず、次表に示す粒度範囲とする。

瀝青安定処理用材料の粒度範囲

通過フルイ目 mm	フルイ通過重量百分%
50	100
40	95~100
20	50~100
2.5	20~60
0.074	0~10

(3) 合材の標準配合

混合物全量に対する標準アスファルト量は4.0%とし、マーシャル試験に対する基準値は、次のとおりとする。

マーシャル試験に対する基準値

突固め回数	両面各々 50回
マーシャル安定度 (Kg)	350以上
フロー値 (1/100 cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

(セメントコンクリート舗装用材料等)

第37条 セメントコンクリート舗装用材料等は、次の各号によるものとする。

(1) セメント

セメントは、出張所長が特に指示する場合の他は、JIS R-5210の早強ポルトランドセメントを使用すること。

(2) 水

水は、油、酸、アルカリ、有機物その他コンクリートの品質に影響を及ぼす物質の有害量を含んでいないこと。

(3) 骨材

1 骨材は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機物等の有害量を含んでいてはならない。

2 細骨材及び粗骨材は、大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。

細骨材の粒度の標準

フルイの呼び寸法 mm	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
フルイの通過量%	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~10

粗骨材の粒度の標準

フルイの呼び寸法 mm 粗骨材の大きさ mm	フルイを通るものの重量百分率								
	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
40~5	100	95~100	—	—	35~70	—	10~30	0~5	—
30~5	—	100	95~100	—	40~75	—	10~35	0~10	0~5
25~5	—	—	100	95~100	—	30~70	—	0~10	0~5

(4) コンクリート及びモルタル標準配合

コンクリート及びモルタルの標準配合は、下表のとおりとすること。

コンクリート標準配合表

配合	スランプ	必要強度	摘要
A	2.5 cm 以下	曲げ 4.5 Kg/cm ² 以上	車道舗装用
B	8 ± 2.5 cm	圧縮 16.0 Kg/cm ² 以上	歩道舗装及び無筋コンクリート構造物用

モルタル標準配合表

配合	セメント使用量	摘要
A	720Kg/センチ立法メートル	歩道舗装用

(切込砕石等)

第38条 路盤に使用する切込砕石等は、次の各号によるものとする。

- (1) 切込砕石等は、材質強硬、耐久적であって、土等有害物を含まないものであること。上層路盤に使用するものにあつては、原則として次表の粒度範囲であること。

フルイ目 (mm)	フルイ通過重量百分率 (%)
30	95~100
20	60~90
5	30~65
2.5	20~50
0.4	10~30
0.074	2~10

(注) 混合物の修正CBR \geq 80

塑性指数 (PI) \leq 4

(諸材料等)

第39条 諸材料等については、次の各号によらなければならない。

- (1) 基礎用割栗石又は基礎用砕石

基礎用割栗石は、径5~15cm、基礎用砕石はクラッシャーラン40m/m以下として材質は強硬、耐久적で、ごみ、土等有害物を含まないものとし、大小粒が適当に混合されたもの。なお、扁平なもの、細長いものであつてはならない。

- (2) 歩道用平板ブロック

歩道用平板ブロックは、JISA-5304による工場製品を使用し、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

- (3) その他コンクリート製品については、特に出張所長が指示するほか、JIS規格及び同等製品以上とし、有害なひびわれ等損傷のないものでなければならない。

(品質管理)

第40条 占有者は、検査を行った場合は、その結果を出張所長に提出しなければならない。

(その他)

第41条 路面復旧工事の施工及び使用材料等については、本仕様書に記載した事項のほか、日本道路協会制定の「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」及び「土工指針」、日本土木学会制定の「コンクリート標準示方書」並びに「日本工業規格」によらなければならない。

第六章 特殊工法

(推進工法)

第42条 推進工法は、次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 押込み口及び到達口の土留は、十分安全な構造のものとし、これの掘さくに際しては、えぐり掘り等を行ってはならない。
- (2) 掘削推進にあたっては、周囲の地盤をゆるめないよう細心の注意をはらって掘進すること。
- (3) グラフトの実施にあたっては、注入圧、注入量及び材料の配合について出張所長の承認を受けること。
- (4) 工事着手前及び実施後の工事現場附近の路面の縦横断測定表を出張所長に提出し、路面に影響を生じたときは出張所長の指示を受け対策を講じること。

第七章 道路掘削跡復旧工事面積算定方法

(復旧面積の算定)

第43条 路面復旧面積の算定及び許可条件等により道路管理者が施工する道路掘削跡の路面復旧工事に要する費用計算の基礎となる面積（以下「復旧面積」という。）の算定は道路管理者又は道路管理者が命じた職員と占有者が立会いのうえ次の各号により算定する。

- (1) 復旧面積は、掘削部分の面積に、影響部分の面積（以下「影響面積」という。）を加えたものとする。
- (2) 掘削面積及び上記影響面積以外に明らかに掘さくの影響による亀裂、又は、沈下等の異状が路面に生じている場合は、その個所も影響面積として算定する。
- (3) 掘削による影響面積外に掘削に伴う片側通行等のために生じたと明白に認められる破損個所が存在する場合、この破損個所は影響面積に算定する。

(影響面積の算定)

第44条 各種舗装道路の影響面積の算定については、次の各号によるものとする。

(1) 車道各種舗装

イ セメントコンクリート舗装

掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次式により計算したnの値以下である場合又はnの値に1.2m（ただし膨張目地の場合は1.8m）を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線で囲まれた部分について行うものとする。

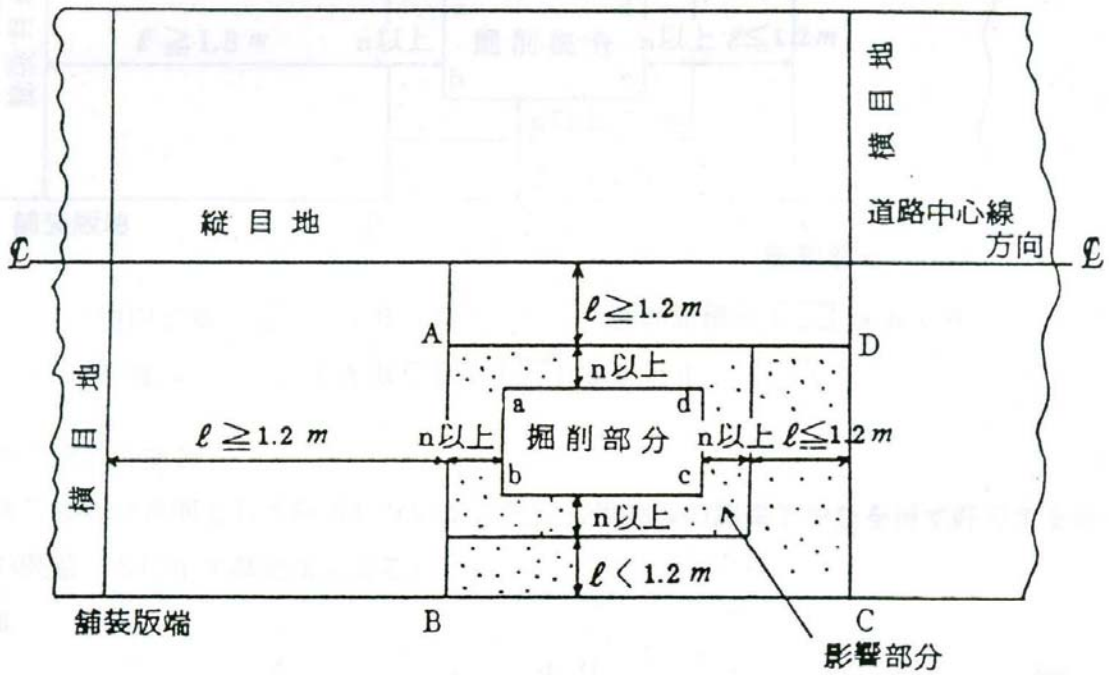
$$n = K \cdot t$$

K：1.4 セメントコンクリート舗装

t 掘削部分の路盤の厚さ

A 普通目地セメントコンクリート舗装

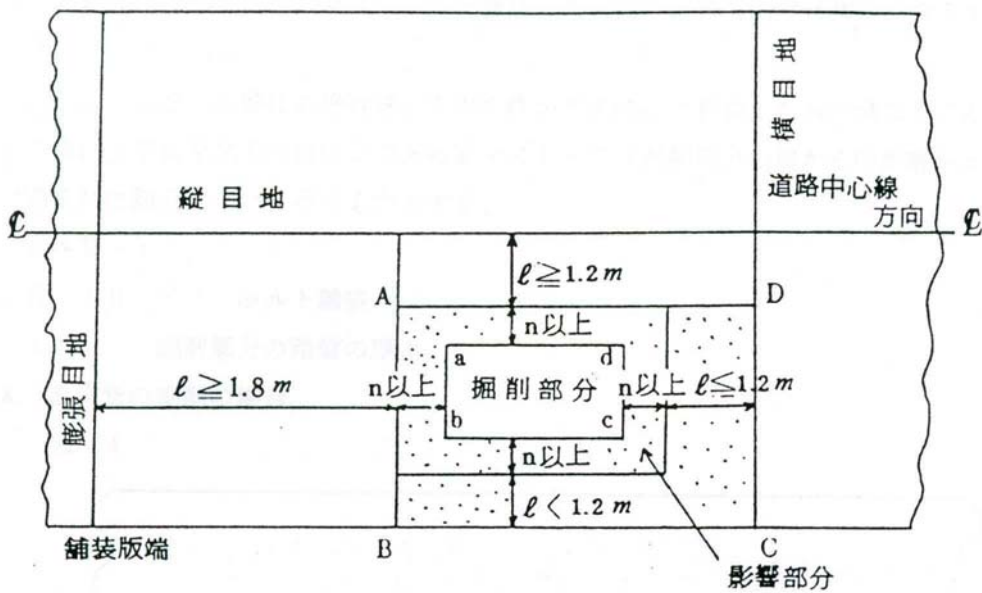
図-1



復旧面積 = A B C D 掘削面積 = a b c d
 影響面積 = A B C D - a b c d

B 膨張目地、セメントコンクリート舗装

図-2

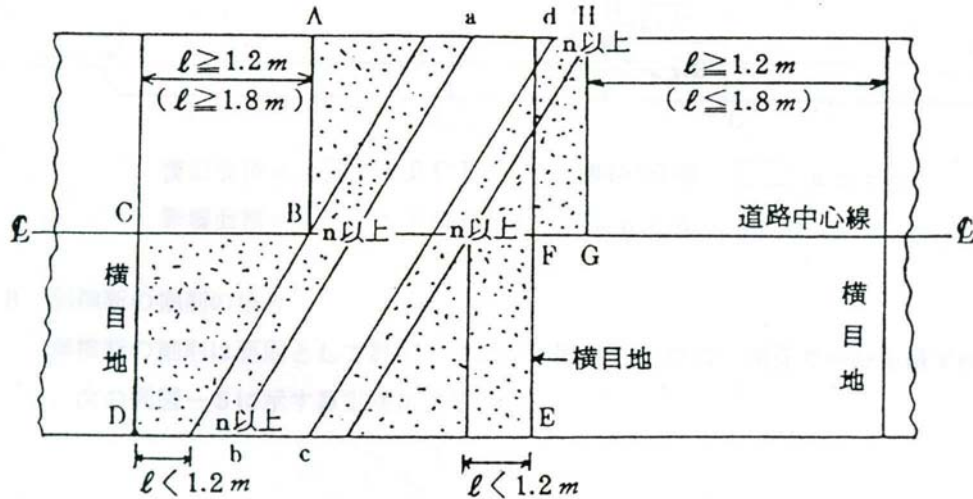


復旧面積 = A B C D 掘削面積 = a b c d
 影響面積 = A B C D - a b c d

C 斜横断の掘削の場合

斜横断の掘削は原則として許可しないが、既設占用物等の関係でやむを得ず許可する場合は、次の例図-3に示す算定法による。

図-3



$$\text{復旧面積} = \text{A B C D E F G H}$$

$$\text{影響面積} = \text{A B C D E F G H} - \text{abcd}$$

$$\text{掘削面積} = \text{abcd}$$

() は膨張目地の場合

破損程度の著しいセメントコンクリート舗装の場合は、その都度占用者の立会のうえ実情に応じて算定する。

ホワイトペースのあるアスファルト舗装の場合は、前項ABCに準じて算定する。

ロ アスファルト舗装

掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次式により計算したnの値以下である場合又はnの値に1.2mを加えた値以上である場合にあっては掘削部分の端からの距離がnの値の直線で囲まれた部分について行うものとする。

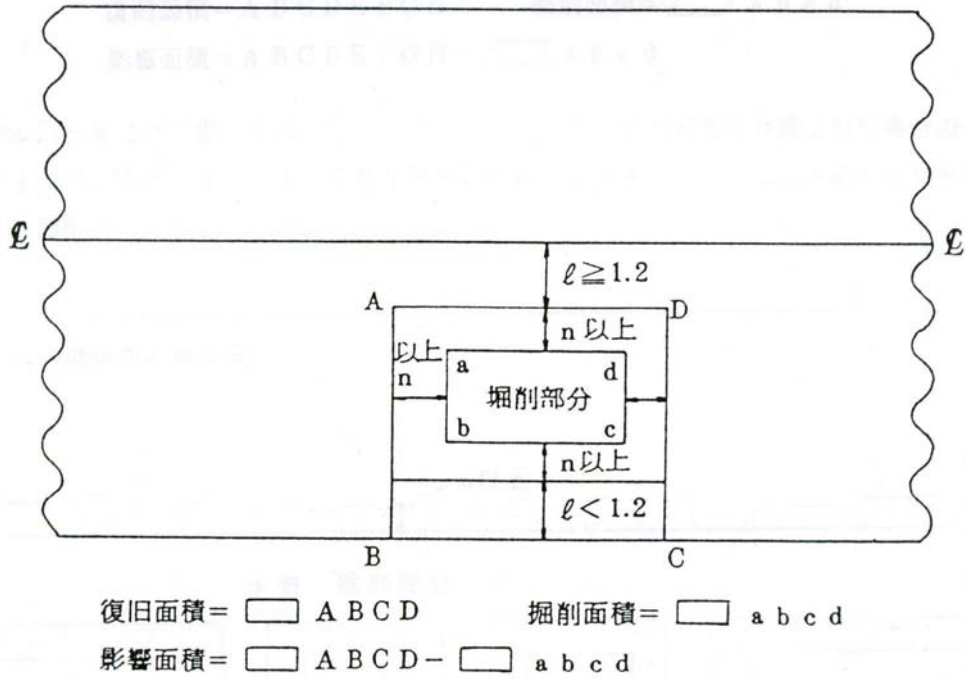
$$n = K \cdot t$$

K : 1.0 アスファルト舗装

t : 掘削部分の路盤の厚さ

A 直横断の掘削の場合

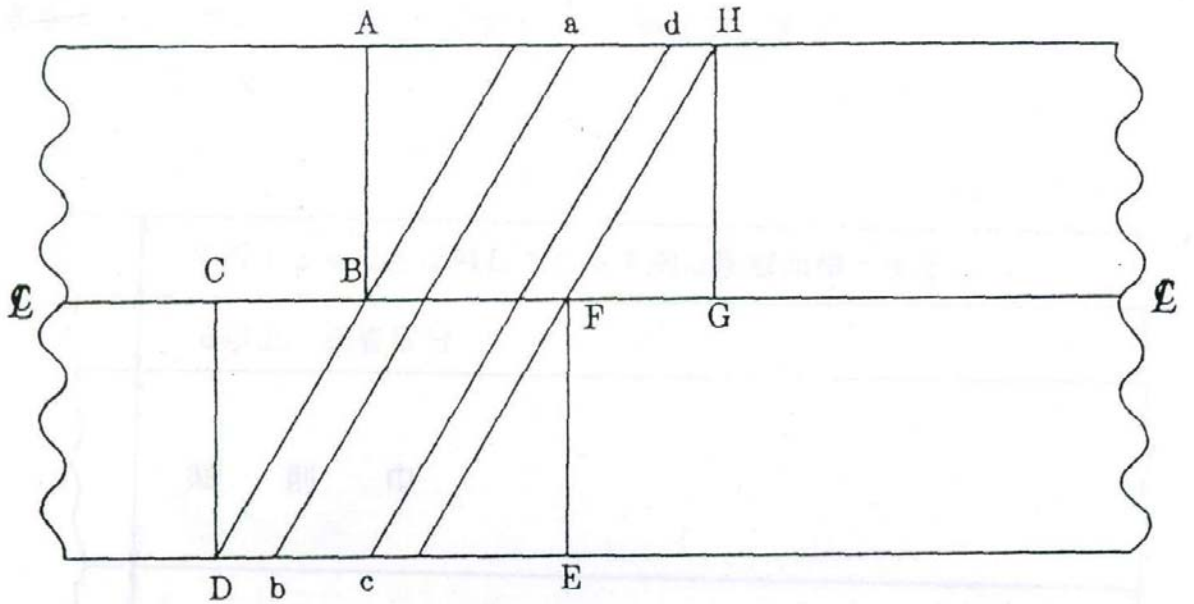
図-4




B 斜横断の掘削の場合

斜横断の掘削は原則として許可しないが、既設占用物等の関係でやむを得ず許可する場合は、次の例図-5に示す算定法による。

図-5

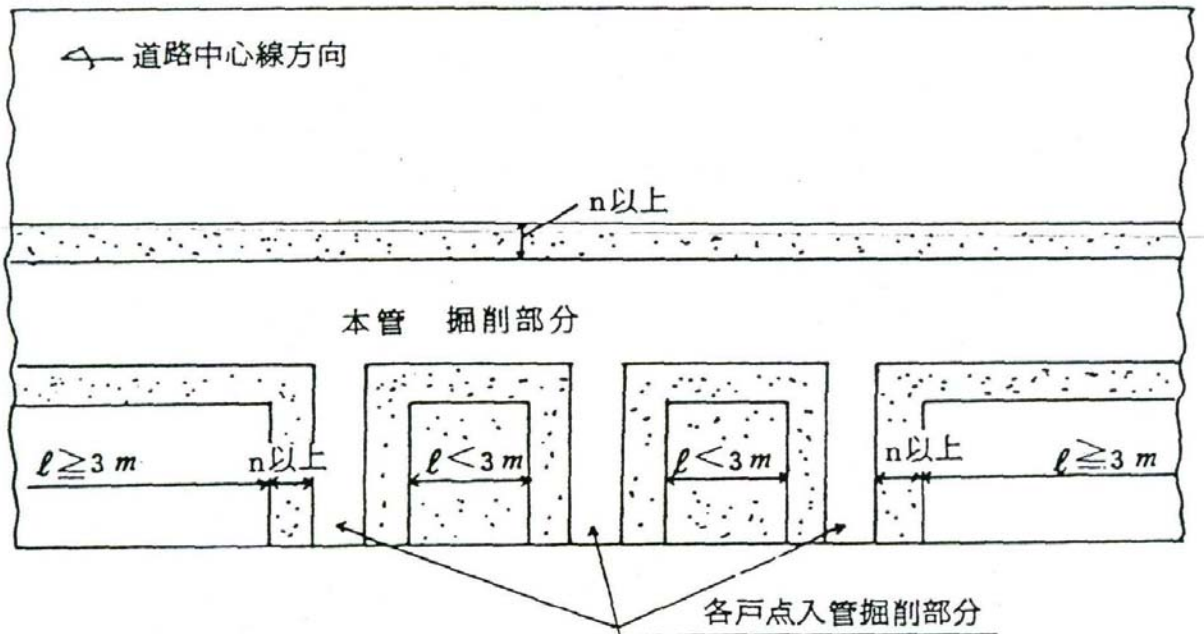


復旧面積 = A B C D E F G H 掘削面積 =  a b c d

影響面積 = A B C D E F G H -  a b c d

次の図-6はガス管、水管並びに下水管等の各戸引込管が軒並に埋設された場合の一例を示すもので、隣接する引込管の影響面積端の距離が3m未満のときは、原則としてその部分も影響面積に含めるものとする。

図-6



(2) 歩道各種舗装

イ 現場打セメントコンクリート舗装

復旧面積及び影響面積の算定は、前記(1)のイによるものとする。

ロ アスファルト舗装

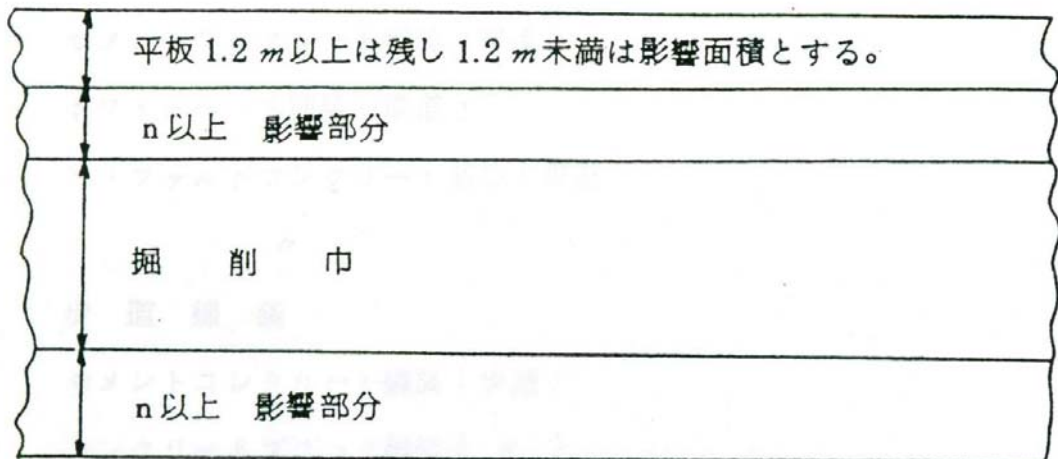
復旧面積及び影響面積の算定は、前記(1)のロによるものとする。

ハ コンクリートブロック舗装

影響面積の算定は、 n 以上の歩道ブロック単位巾とする。

$$n = 1.4 \times \text{路盤厚}$$

図-7



附則(昭和61年12月1日建近達第9号)

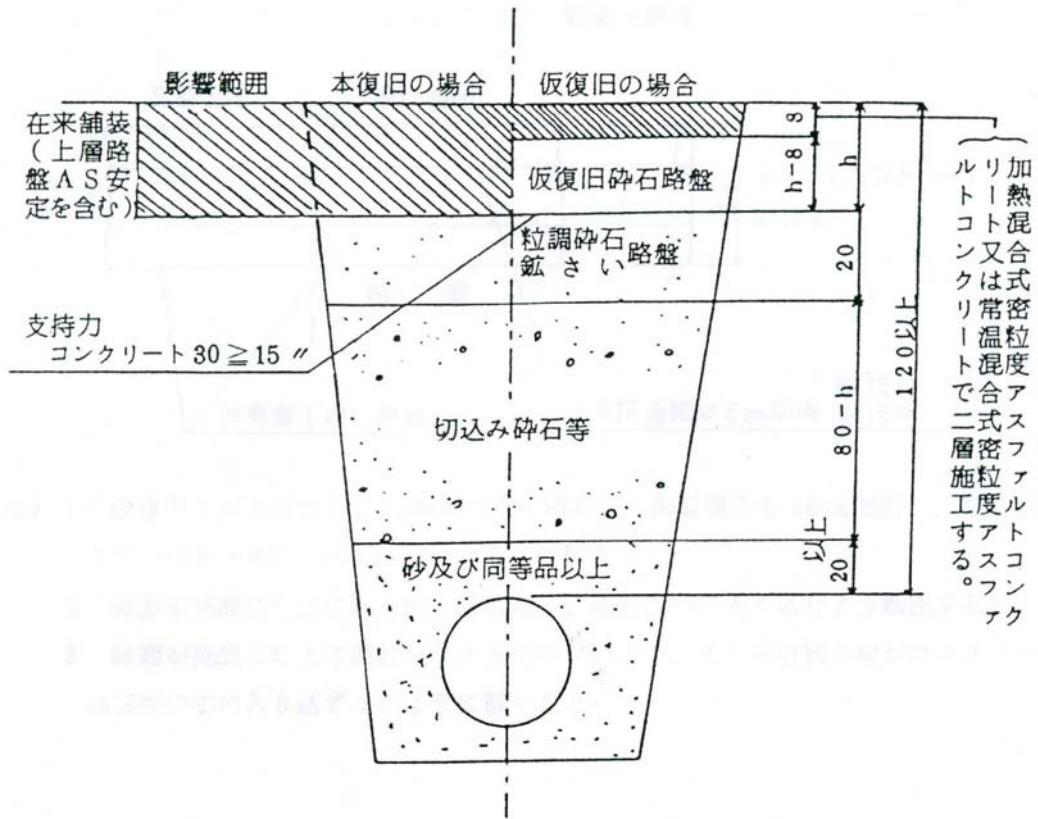
この仕様書は、昭和61年12月1日から適用する。

(別表－1)

埋戻し及び復旧工法図

1号工	セメントコンクリート舗装及びアスファルト舗装
1号工～1	セメントコンクリート舗装（車道）
1号工～2	ホワイトベース舗装（車道）
1号工～3	アスファルトコンクリート舗装（車道）
1号工～4	アスファルトコンクリート舗装（車道）
2号工	歩道舗装
2号工～1	セメントコンクリート舗装（歩道）
2号工～2	コンクリートブロック舗装（歩道）
2号工～3	アスファルトコンクリート舗装（歩道）
2号工～4	アスファルトコンクリート舗装（歩道）
3号工	砂利道

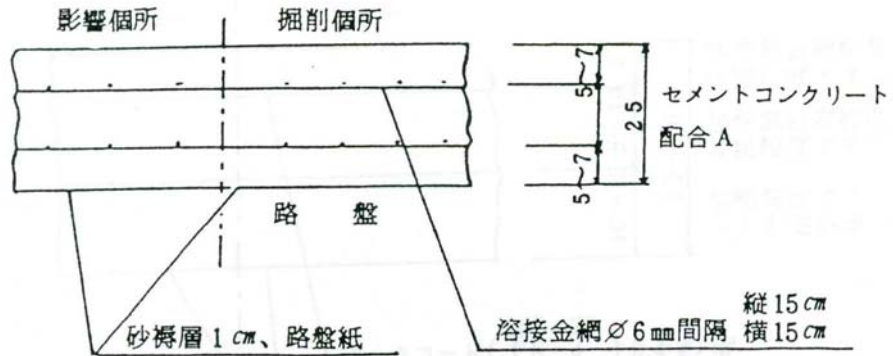
1号工 セメントコンクリート舗装及びアスファルト舗装



- 注) 1 砕石路盤厚は一層の厚さ10cm以内で施工すること。
 2 hは本復旧厚さである。
 3 アスファルト舗装の路盤の支持力についての密度は締固めの最大乾燥密度の95%以上。
 4 影響個所で路盤支持力がでない場合、又はでないと予想される場合は、出張所長の指示を受けること。
 5 仮復旧舗装厚は原則として8cmとする。

1号工～1

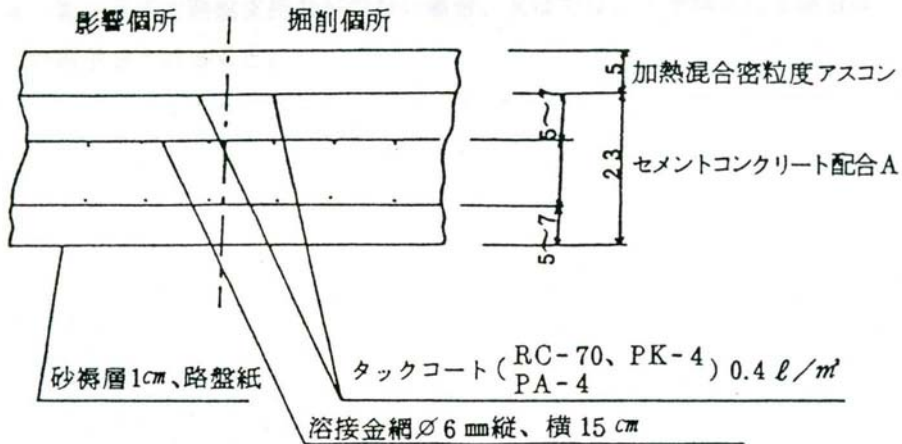
セメントコンクリート舗装～車道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から25cm掘削すると同時に、影響箇所も25cm掘削し、路盤上に支持力が $K-30-15\text{Kg}/\text{平方センチメートル}$ になるまで転圧する。
 2 路盤が完成した上に砂を約1cm散布し、路盤の中に入り込むよう転圧する。
 3 砂褥が完成した上に路盤紙をすきまのないよう、また路盤紙の端がコンクリート舗装版の中に入り込まないように敷くこと。

1号工～2

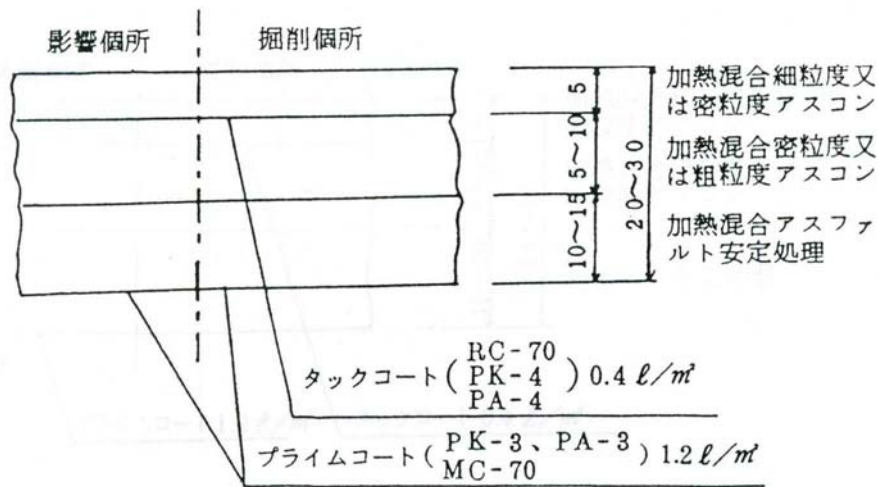
(ホワイトベース舗装)～車道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から28cm掘削すると同時に影響箇所も28cm掘削し、路盤上を支持力が $K30-15\text{kg}/\text{m}^2$ になるまで転圧する。
 2 路盤が完成した上に砂を約1cm散布し、路盤の中に入り込むよう転圧する。
 3 砂褥が完成した上に路盤紙をすきまのないよう、また路盤紙の端がコンクリート舗装版の中に入り込まないように敷くこと。
 4 目地間隔、構造その他については、出張所長の指示に従うこと。
 5 影響箇所で路盤支持力がでない場合、又はでないと予想される場合は、出張所長の指示を受けること。

1号工～3

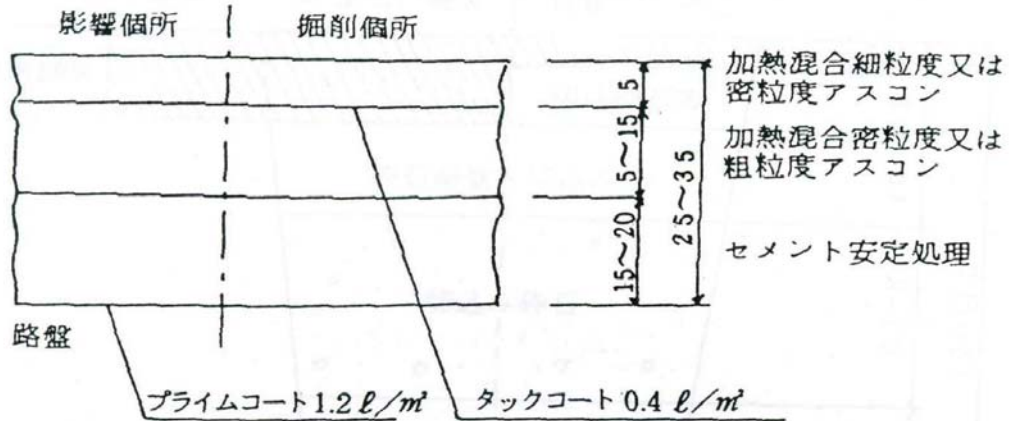
アスファルトコンクリート舗装～車道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から20～30cm掘削すると同時に、影響箇所も20～30cm掘削し、路盤の支持力についての密度は、締固めの最大乾燥密度の95%以上になるまで転圧する。
- 2 舗装厚の範囲を示す数値については、道路管理者が指示する。
- 3 路盤が完成した上にプライムコートとして、PK=3、PA=3、あるいはMC-70を1.2ℓ/m²の割合で一様に散布する。
- 4 影響箇所路盤支持力がでない場合、又はでないと予想される場合は、出張所長の指示をうけること。

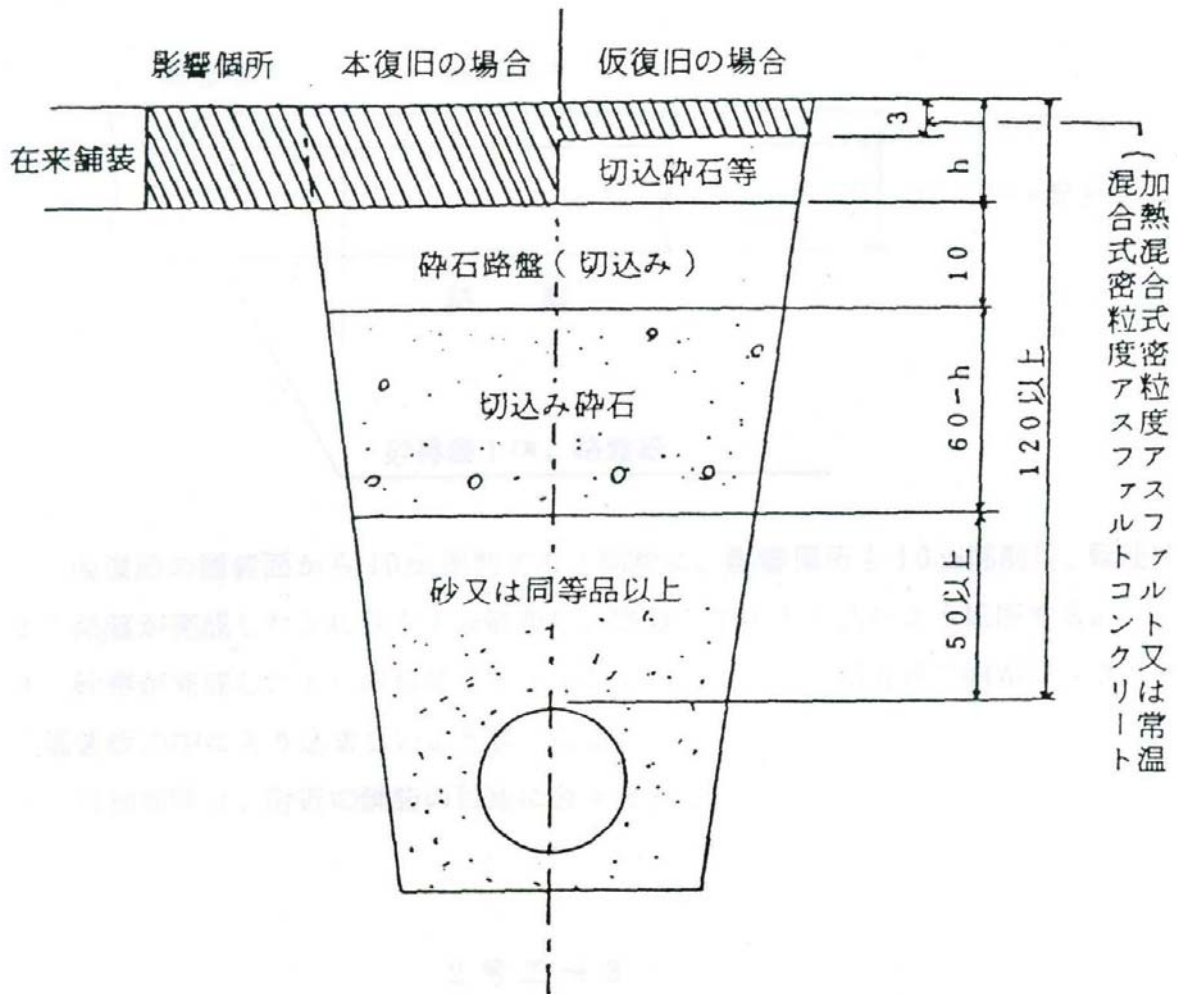
1号工～4

アスファルトコンクリート舗装～車道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から25～35cm掘削すると同時に影響箇所も25～35cm掘削し、路盤の支持力についての密度は最大締固めの最大乾燥密度の95%以上になるまで転圧する。
- 2 盤装厚の範囲を示す数値については、道路管理者が指示する。
- 3 路盤が完成した上にプライムコートとしては、PK-3、PA-3、あるいはMC-70を1.2 l/m²の割合で一様に散布する。
- 4 影響箇所で路盤支持力がでない場合、又はでないと予想される場合は、出張所長の指示をうけること。

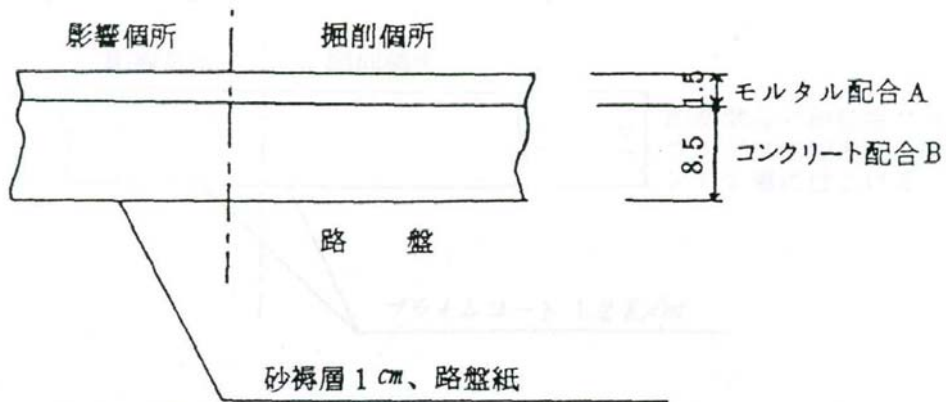
2号工 歩道舗装



- 注) 1 砕石路盤の転圧は、一層の厚さ10cm以内で施工すること。
 2 hは本復旧厚さである。
 3 影響個所で路盤支持力がでない場合、又はでないと予想される場合は、出張所長の指示をうけること。

2号工～1

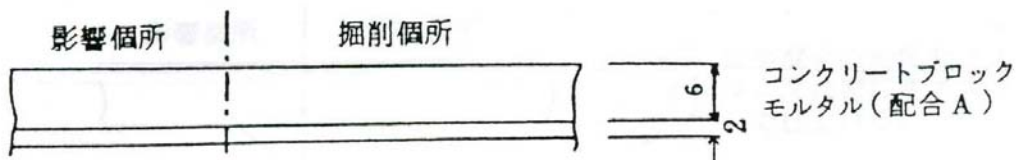
セメントコンクリート舗装～歩道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から10cm掘削すると同時に、影響箇所も10cm掘削し、転圧する。
- 2 路盤が完成した上に砂を1cm散布し、路盤の中に入り込むよう転圧する。
- 3 砂褥が完成した上に路盤紙をすきまのないよう、また路盤紙の端がコンクリート舗装版の中に入り込まないよう敷くこと。
- 4 目地間隔は、附近の舗装の目地に合せること。

2号工～2

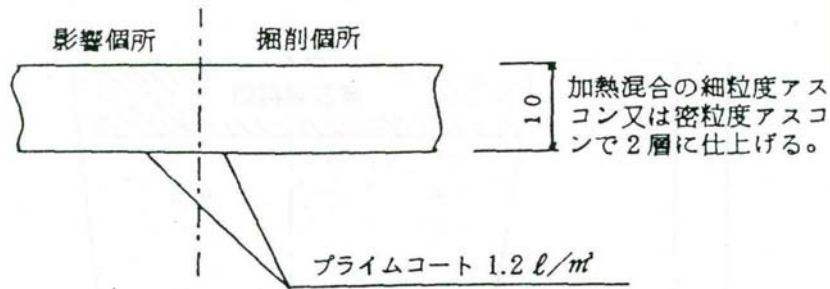
コンクリートブロック舗装～歩道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から8cm掘削と同時に、影響箇所も8cm掘削し、転圧する。
- 2 路盤が完成した上に砂を約1cm散布し、路盤の中に入りこむよう転圧する。
- 3 目地は附近の舗装目地に合うよう据付けること。

2号工～3

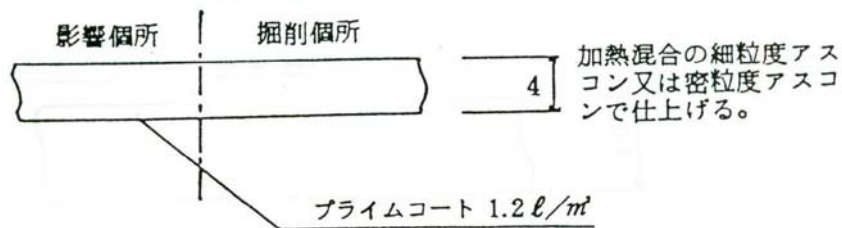
アスファルトコンクリート舗装～歩道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から10cm掘削すると同時に、影響箇所も10cm掘削し、転圧する。
- 2 路盤が完成した上にプライムコートとして、PK-3、PA-3あるいはMC-70を1.2l/平方メートルの割合で一様に散布する。

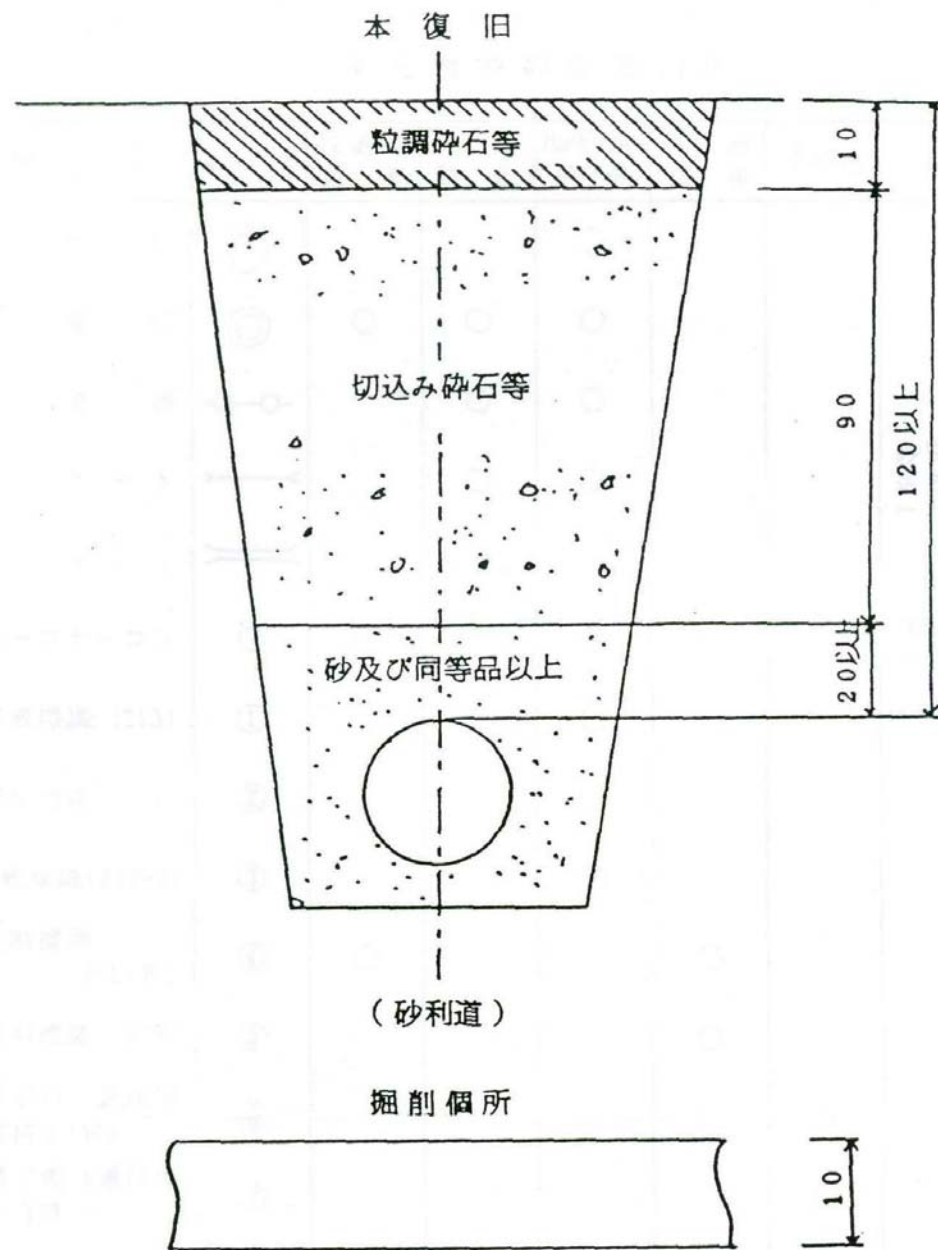
2号工～4

(アスファルトコンクリート舗装)～歩道



- 注) 1 仮復旧の舗装面から4cm掘削すると同時に、影響箇所も4cm掘削し、転圧する。
- 2 路盤が完成した上にプライムコートとして、PK-3、PA-3、あるいはMC-70を1.2l/平方メートルの割合で一様に散布する。

3号工 砂利道



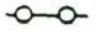







注) 碎石30mm以下のものを10cm分に粘土分の少ない土砂を目潰し材としてよく混合し転圧仕上すること。

(別表-2)

安全対策標準図

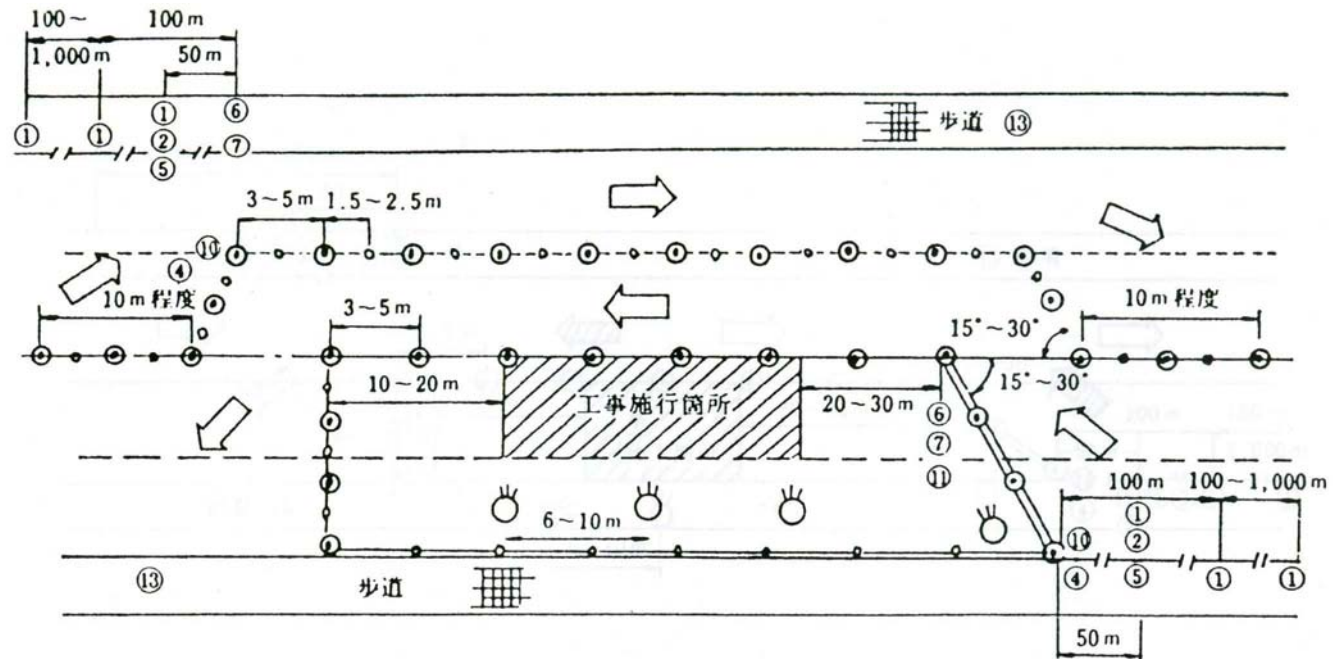
保安施設の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘要
照明灯				○			
保安灯		○	○	○			
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定させたバリケード
バリケード			○	○			
セーフテコン	○	○		○			夜間はカラーコーンを使用
警戒標識 (213)	①			○			
警戒標識 (211)	②			○			
警戒標識 (212-2)	③			○			
規制標識 (311-E)	④	○			○		
規制標識 (329)	⑤				○		
標示板(昼夜間 道路工事中)	⑥					○	
標示板(通行中 の皆様へ)	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		
作業車(又はこれ に代行するもの)			○				
標示板(工事中)	⑪	○		○	○		
標示板 (工事内容)	⑫					○	
標示板 (工事区間終り)	⑬			○			
標示板 (片側交互交通)	⑭	○			○		

A-1型標準図

4車線 片側全車線閉塞

夜間作業



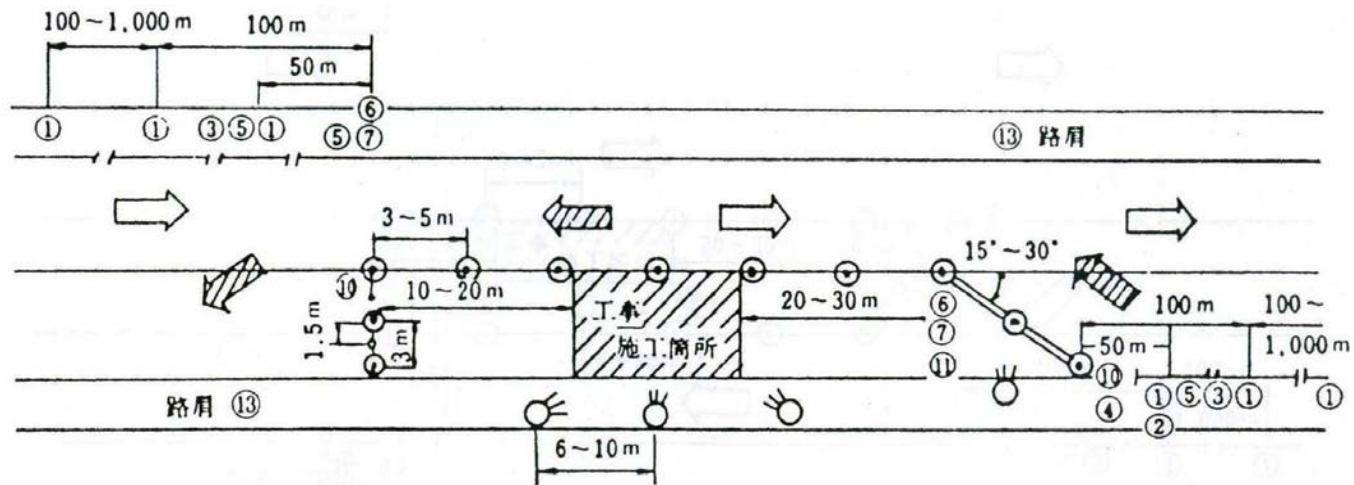
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 作業箇所が隣接している場合には最初の箇所の対面箇所や⑥⑦を最後の箇所の後端に⑬を設置するものとする。
- ※ (4) 原則として交通誘導員を配置する。

A-2型標準図

2車線 片側全車線閉塞

夜間作業

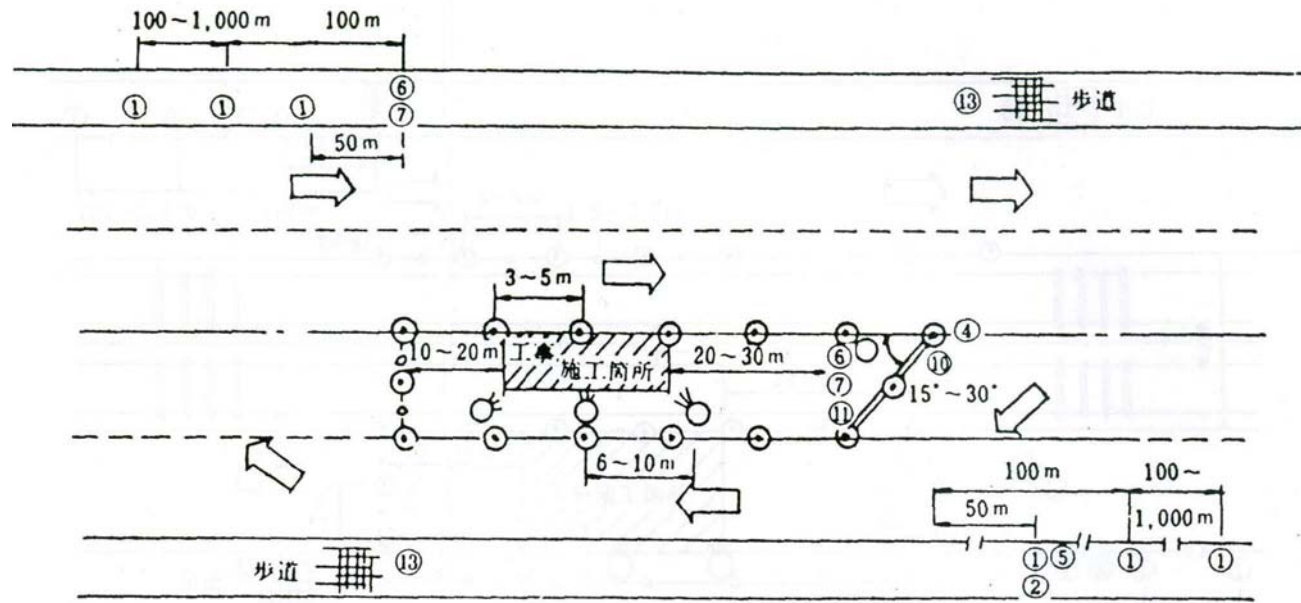


注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 工事区間長及び交通量に応じて両端に適宜交通誘導員若しくは自動信号機を置く。

A-3型標準図

4車線以上 片側一車線以上通行可 夜間作業



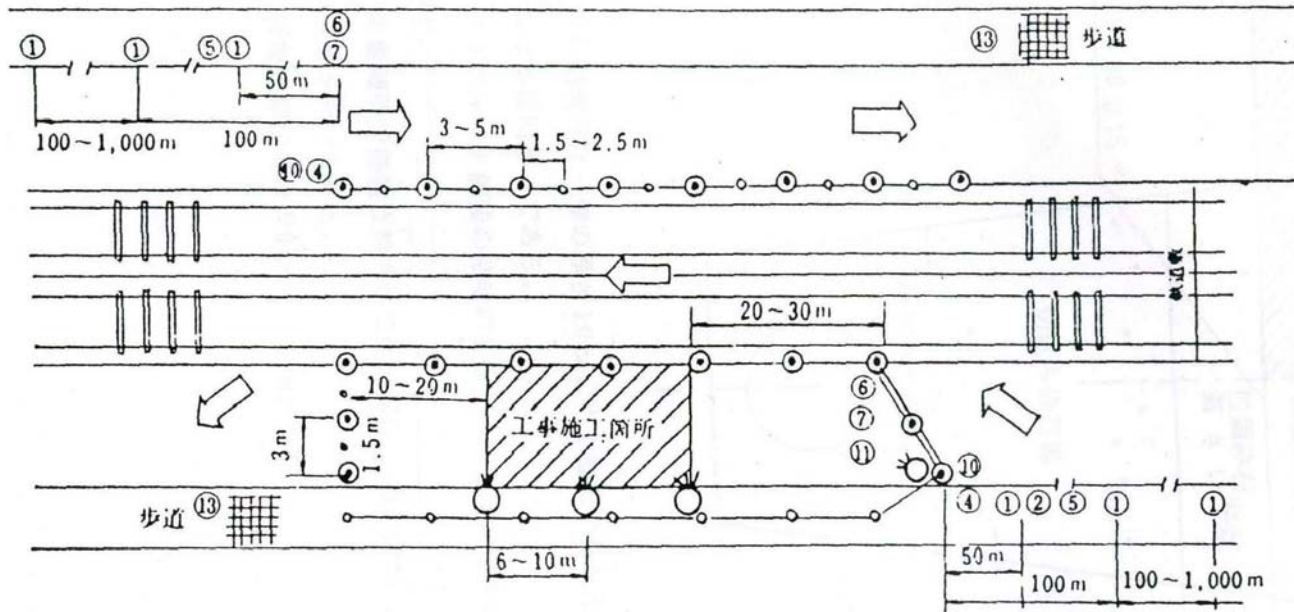
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
 - (2) 昼間作業は照明灯、保安灯を除く。
 - (3) 作業休止のある工事では、休止中はバリケードを半固定式とする。
- ※ (4) 原則として交通誘導員を配置する。

A-4型標準図

4車線以上 片側全線閉塞 軌道のある場合

夜間作業



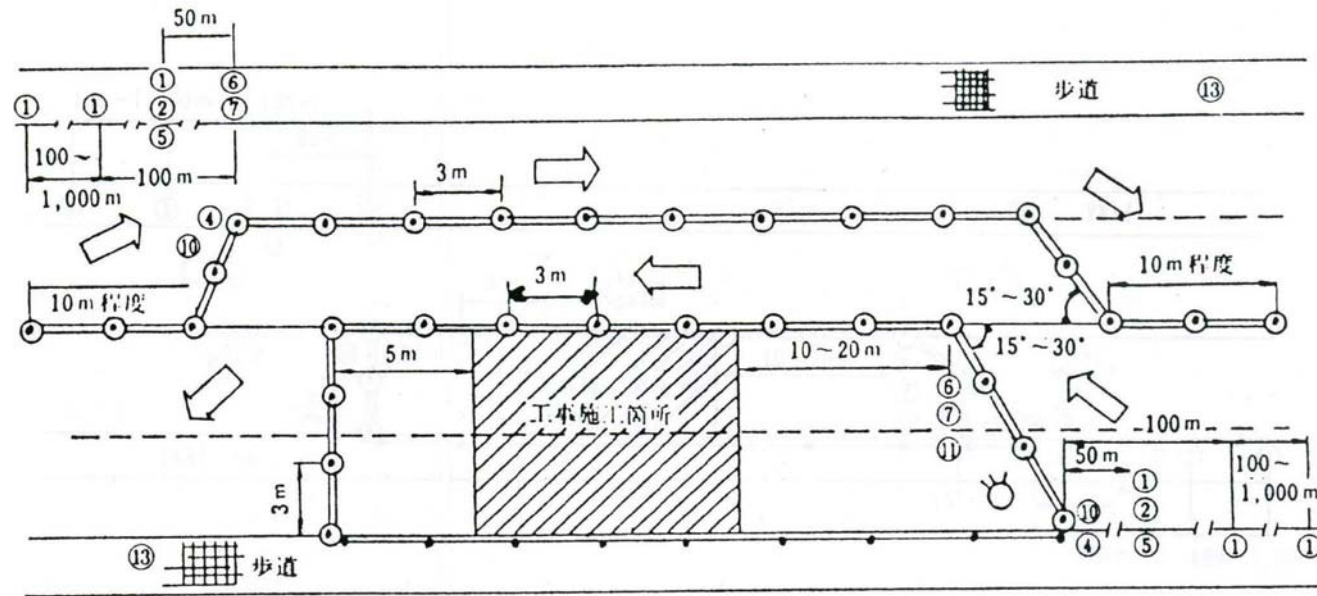
注

- (1) ①の設置数については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
 - (2) 昼間作業は照明灯、保安灯を除く。
- ※ (3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

B-1型標準図

4車線以上 作業休止中 路面占用して片側通行

昼夜間



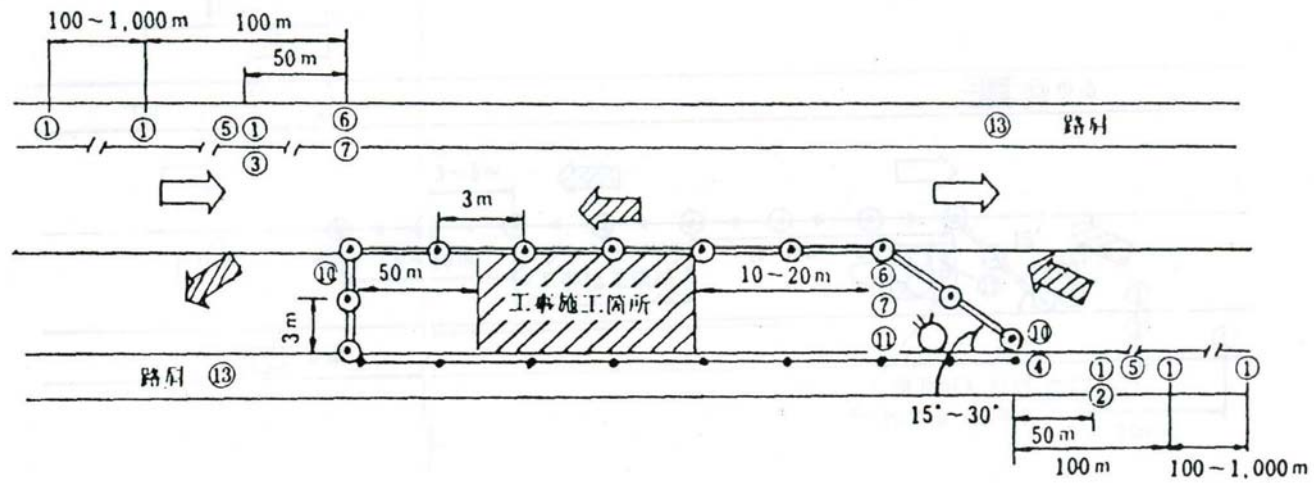
注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
- (2) 歩道に防護柵が設置してある場合は歩道柵は不要。
- (3) 交通量に応じ交通誘導員を配置する。

B-2型標準図

4車線以上 作業休止中 路面占用して片側通行

昼夜間

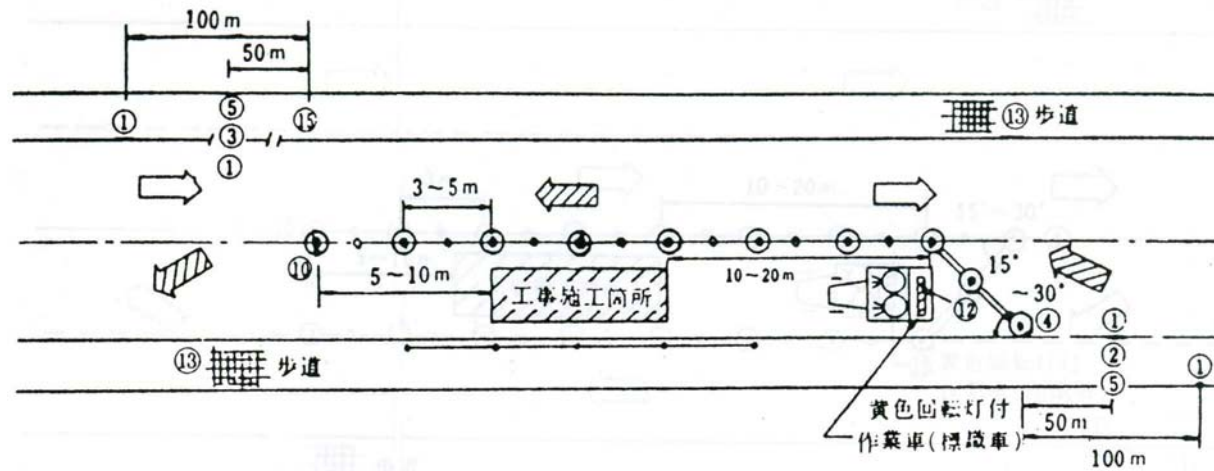


注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量、その他現地の状況によって定めること。
- (2) 工事区間長及び交通量に応じ、両端に適宜交通誘導員若しくは自動信号機をおく。
- (3) 路肩に通行者のないとき、また防護柵が設置してあるときは歩道柵は不要。

C-1 型標準図

2車線 片側全車線閉塞 局部打換（小規模） カットカバー等 夜間作業

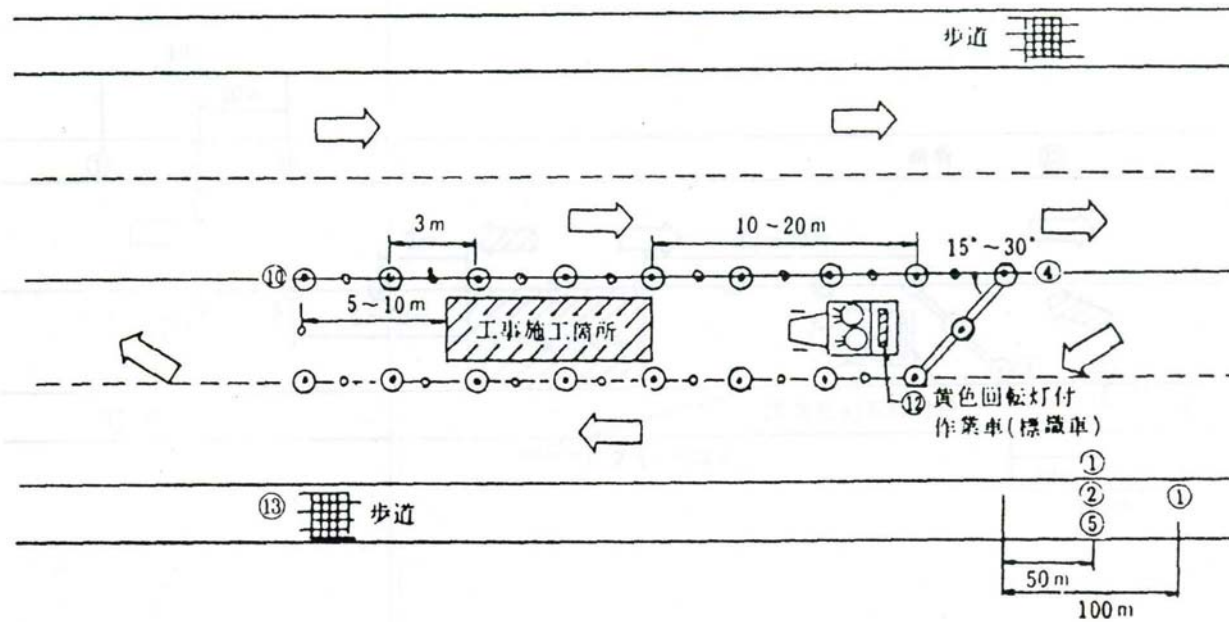


注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現場の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとして照明灯は除くこと。
- (3) 工事区間長及び交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員若しくは自動信号機を置く。

C-2型標準図

4車線以上 片側一車線以上通行可 局部打換（小規模） カットカバー等 夜間工事

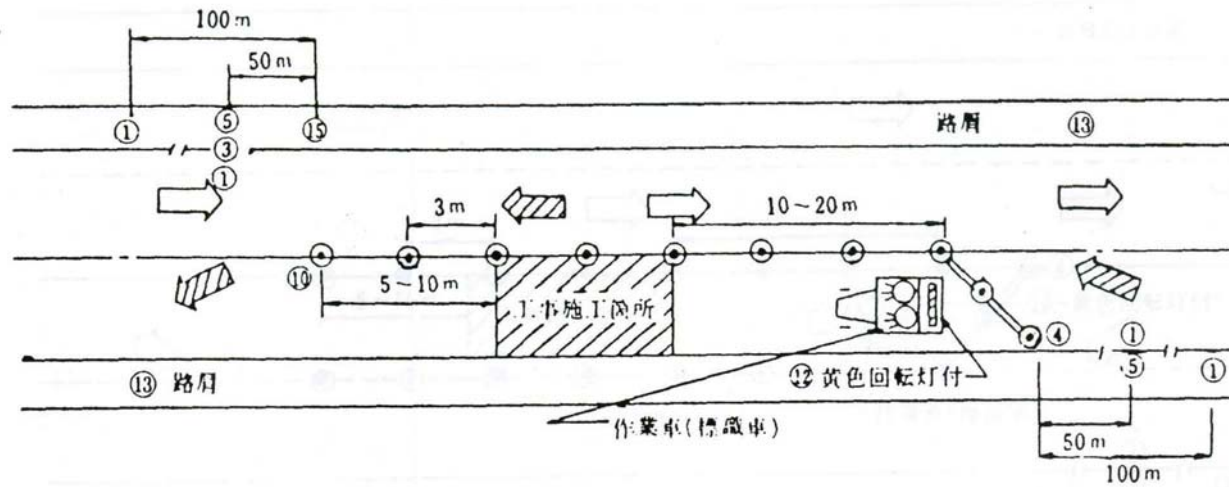


注

- (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現場の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除くこと。
- ※ (3) 原則として交通誘導員を配置する。

D-1 型標準図

目地シール作業等（比較的短時間に作業箇所を移動をする場合） 夜間作業



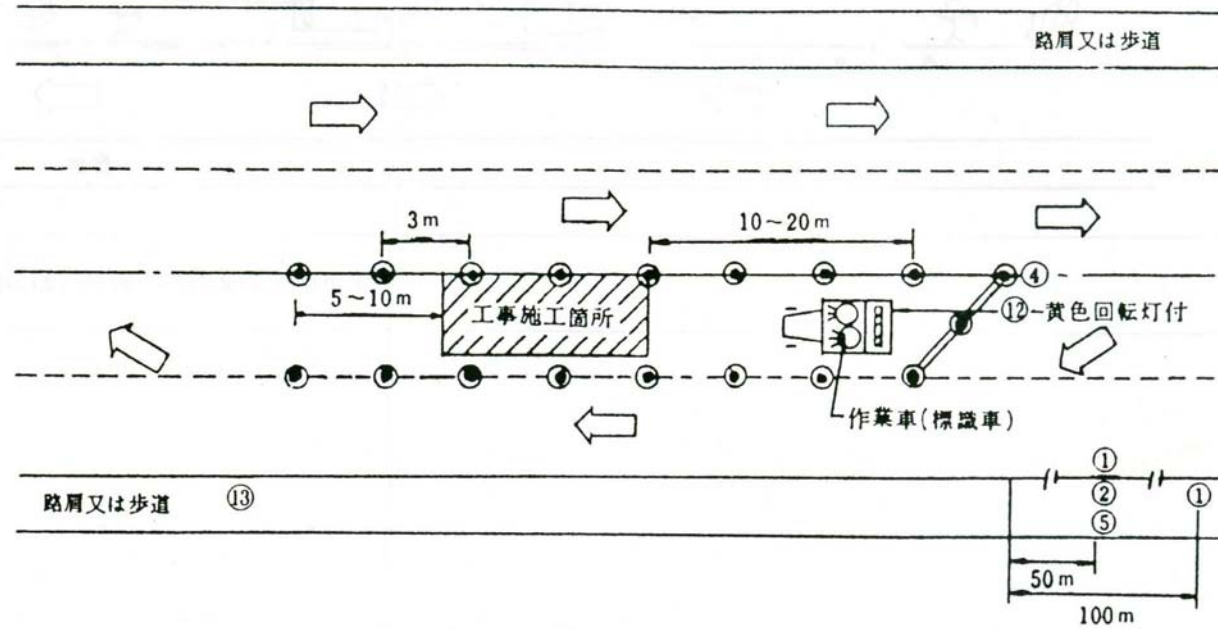
注

- (1) 路肩に通行者のある場合は必要に応じ歩道柵を設けること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフテコーンとし、照明灯は除く。
- (3) 工事区間長及び交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員若しくは自動信号機を置く。

D-2型標準図

目地シール作業等 1車線以上確保 (比較的短時間に作業箇所移動)

夜間作業



注

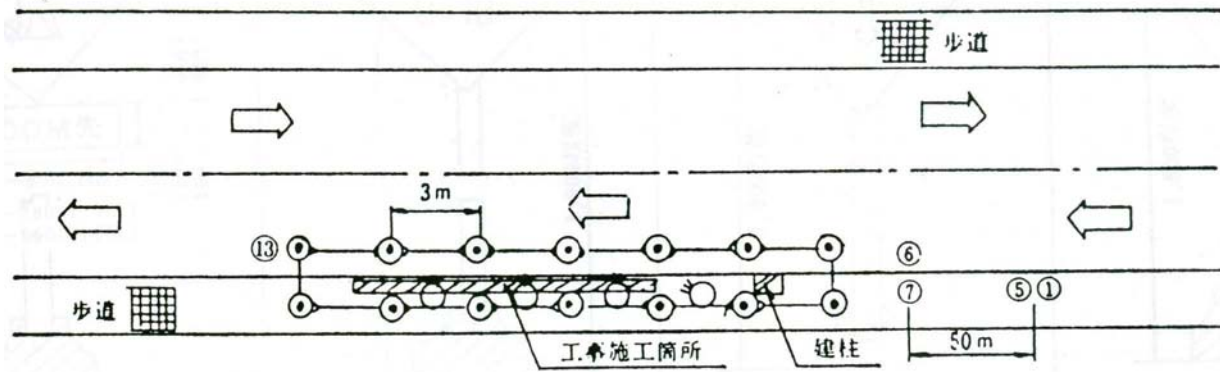
- (1) 昼間作業は、保安灯をセーフテーコーンとし、照明灯は除く。
- ※ (2) 原則として交通誘導員を配置する。

E 型標準図	レーンマーク作業	昼間作業
<p>The diagram illustrates the setup for lane marking work during the day. It shows a road with a dashed center line and solid edge lines. A worker is on the left shoulder, and another is on the right shoulder. A work vehicle with a yellow rotating light is in the center lane, and a lane marker is on the right lane. Arrows indicate traffic flow: leftward in the left lane, rightward in the center lane, and leftward in the right lane. Labels include '作業車(標識車)', '黄色回転灯付', 'レーンマーカー', and '路肩'.</p>		
注	(1) 作業実施には、防護用に作業車を使用する。	

G 型標準図

長時間の路側工事

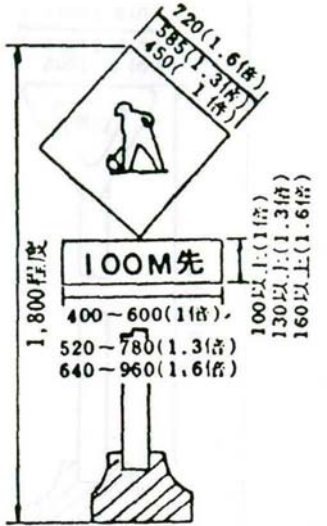
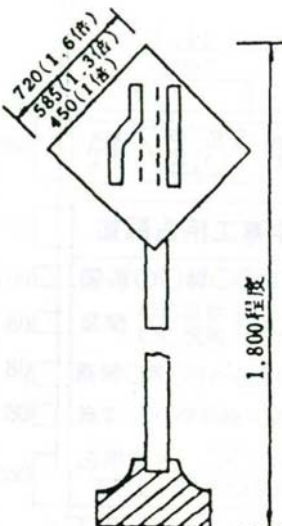
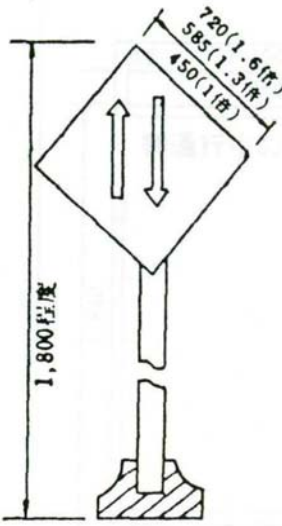
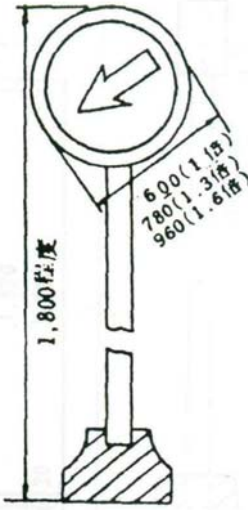
夜間作業

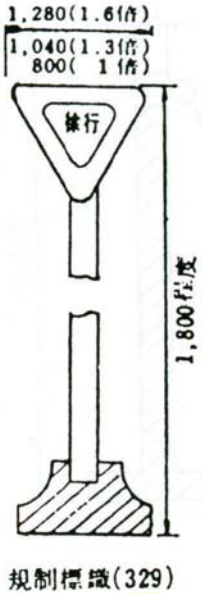
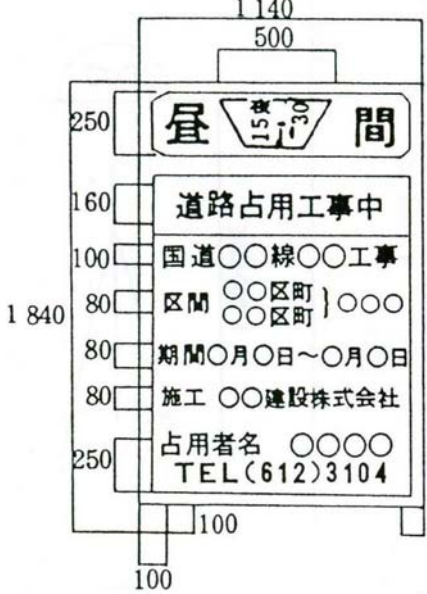

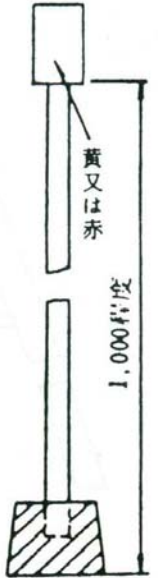


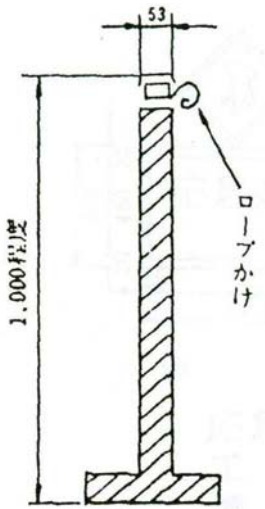
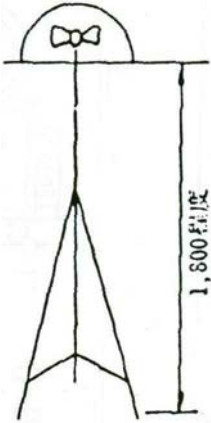
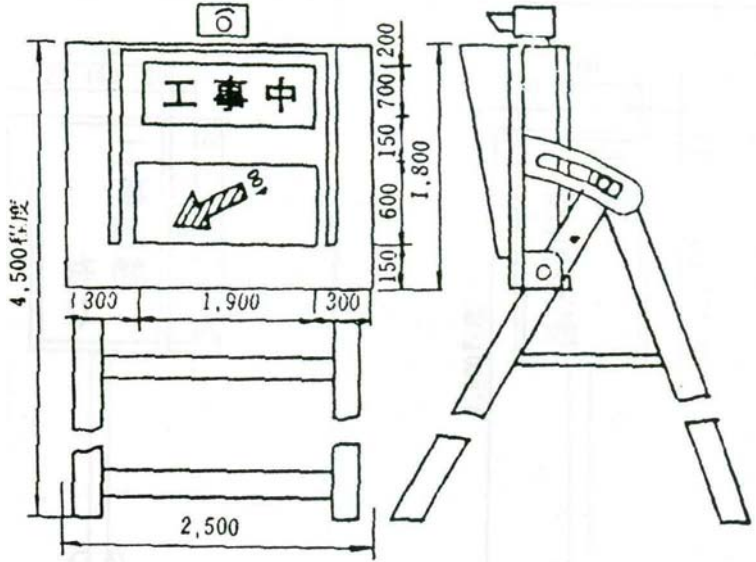
注

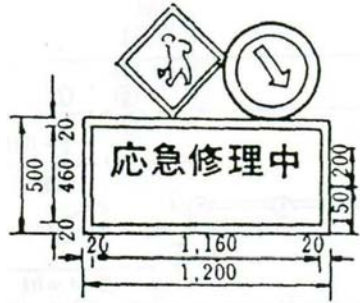


- (1) 昼間作業は保安灯をセーフテーコーンに置換える。
- ※ (2) 原則として交通誘導員を配置する。

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
<p>様式及び標準寸法 (単位mm)</p>	 <p>警戒標識(213)</p>	 <p>警戒標識(211)</p>	 <p>警戒標識(212-2)</p>	 <p>規制標識(311-E)</p>
<p>注</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 補助標識必要とするときは、50m先100m先100m～500m先を現場の状況に応じて使用する。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。</p>

番号	5	6	7	8
記号	⑤	⑥	⑦	⑧
<p>様式及び標準寸法 (単位mm)</p>	 <p>規制標識(329)</p>			
<p>注</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって、1倍又は1.3倍を用いることができる。交通量及び現場の状況により、適宜設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「道路工事中」を赤色、その他の文字、線を青色、地を白色とする。「昼夜間」のうち「昼間」は白銀スコッチテープ、地は青色とし「夜」は青色、地は白色のスコッチテープとする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p>	<p>(1) 白字に黒文字とする。</p> <p>(2) 記載内容は発破時間、作業時間、迂回路等通行規制の内容を表示するものとする。</p>	<p>(1) 視認距離夜間150m以上の効果をもつものであること。</p> <p>(2) 保安灯の設置間隔は3～5m以内とする。</p>

番号	9	10	11
記号	㊸	㊹	㊺
様式及び標準寸法 (単位mm)			
注	<ol style="list-style-type: none"> (1) 柱及びロープは黒黄の縞を施すものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は3～5mとする。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 視認距離200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 色彩は「工事中」を黒色、地は黄色、矢印「←」は赤色とし、表示方法はいずれもアクリル板にスクリーン印刷し、内部照明する。また矢印「←」は点滅式とする。 (2) 標識板頭部には確認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色又は赤色注意灯を設置すること。 (3) 構造形式は任意とする。

番号	1 2	1 3	1 4
記号	⑫	⑬	⑭
様式及び標準寸法 (単位mm)	 <p style="text-align: center;">例</p> <p style="text-align: center;"> 応急修理中 工 事 中 清 掃 中 </p>		
注	<p>(1) 字体はゴシック体とし、文字及び縁線は、白色スコッチライト、地色は青色とする。</p> <p>(2) 文字標示板は、作業に応じて使い分けること。</p> <p>(3) 標準車として使用するときには、作業車等の屋根の上に設置し、黄色回転灯も設置する。</p>	<p>(1) 一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字及び縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p>	<p>(1) 一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字及び縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p>